

## 総務省関係国家戦略特別区域法施行規則の概要

### 1. 改正の概要

近年の自動運転車及び無人航空機に関する革新的な技術実証等への需要の高まりを受け制定された国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和2年法律第34号（令和2年6月3日公布））により、国家戦略特別区域法に新たに加えられた第25条の2第3項の規定に基づく「特殊仕様自動車等応用関係電波技術」及び「無人航空機応用関係電波技術」を定めるため、総務省令を制定した。

### 2. 施行期日

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する